

〔水鏡序〕此厄略○中ことし七十三になんなり侍三十三をすぎがたくさう人なども申あひたりし

かばをかではやくをてんじ給とうけたまはりて、まうでそめしよりつ、しみのとしごとに、
きさらぎのはつ午の日まいりつるゑるしにこそ、いままで世に侍れば、ことしつ、しむべきと
しにて参りつる身ながらも略○下

〔台記〕久安六年十二月二十四日丙寅戌刻禪閣藤原忠實令已講玄縁供養法相曼荼羅其曼荼羅今日圖繪於其
前令轉讀唯識論依明年御重厄有此事、

○按ズルニ藤原忠實承暦二年ニ生レ、本年七十三歳ナリ、

〔吾妻鏡二十八〕寛喜三年十二月廿六日又爲明年太一定分御厄御祈被始之、長日勤行、

〔宗長手記〕廿五日大永六年京には役おとしとて、年の數錢をつゝみて、乞食の夜行におとして

とらする事をおもひやりて、

かぞふれば我八十の雜事錢やくとていかおとしやるべき

厄月

〔小右記〕寛仁三年八月五日己丑春日行幸來月伊勢遷宮之後若十月可遂行十月御厄月若可令忌
給乎吉平申云厄日可慎給厄月不可忌給者被仰可尋前例由了者、十一日乙未其間大進頼國祇

候略○中事次問申春日行幸明後日可有定有彼是可參之氣色十月御厄月若可有乎否之由内々問

吉平申云厄日南方不行者爲明伴日大厄日其日南方不可向者可無厄月只可令慎厄日給十月廿

日非御厄日者余藤原實資申云年厄月厄日厄時厄若可待歟但雖大厄月中無不向其方只厄其口

口也攝政藤原頼通命云然事也抑御厄月幸遠如何尋勘前例小衰月有行幸遠所之例是吉平所勘申

也者、九月五日戊午吉平朝臣云廿九日御受戒來月廿日先日被定春日行幸之日而依御厄日停

止十一月無吉日者來月廿日從月建計之當御厄日計月節分當廿一日但來月御厄月不可南行仍

停止歟、